

付録1 - 連結包括利益計算書(1計算書方式の事例)

2009年12月31日に終了する年度

IAS第1号10(b)
IAS第1号51(b)(c)

注釈

グループは、損益計算書を2つの計算書により表示している。説明のために、この付録では1計算書方式で示している。

		2009	2008	
	注記	CU000	修正再表示後*	IAS第1号10(b) IAS第1号51(b)(c) IAS第8号28 IAS第1号51(d)(e)
			CU000	
継続事業				
物品の販売		190,599	172,864	IAS第18号35(b)(i)
サービスの提供		17,131	16,537	IAS第18号35(b)(ii)
グッドポイントの交換に伴う収益		1,375	1,125	IAS第18号35(b)(ii)
賃貸収益		1,404	1,377	IAS第18号35(c)
収益		210,509	191,903	IAS第1号82(a)
売上原価		(163,691)	(155,268)	IAS第1号103
売上総利益		46,818	36,635	IAS第1号85, IAS第1号103
その他の営業収益	9.1	1,585	2,548	IAS第1号103
販売費		(14,000)	(13,002)	IAS第1号103
管理費		(19,823)	(13,657)	IAS第1号103
その他の営業費用	9.2	(1,088)	(706)	IAS第1号103
営業利益		13,492	11,818	IAS第1号82(a)
金融費用	9.3	(3,305)	(1,561)	IAS第1号82(b), IFRS第7号20
金融収益	9.4	1,635	724	IAS第1号82(a)
関連会社の利益に対する持分	7	83	81	IAS第1号82(c), IAS第28号38
継続企業からの税引前利益		11,905	11,062	IAS第1号85
法人所得税費用	10	(3,893)	(3,432)	IAS第1号82(d), IAS第12号77
継続企業からの当期利益		8,012	7,630	IAS第1号85
非継続事業				
非継続事業からの税引後当期利益/(損失)	11	220	(188)	IAS第1号82(e), IFRS第5号33(a)
当期利益		8,232	7,442	IAS第1号82(f)
その他の包括利益				
				IAS第1号82(g)
純投資のヘッジにおける利得		278	-	
在外営業活動体の換算損益		(246)	(117)	
キャッシュ・フロー・ヘッジの正味増減額	9.8	(732)	33	
売却可能金融資産から生じた純(損)/益	9.8	(60)	3	
土地及び建物の再評価	13	846	-	
その他の包括利益項目に係る法人所得税		(108)	(10)	IAS第1号90
税引後当期その他の包括利益		(22)	(91)	IAS第1号85
税引後当期包括利益合計		8,210	7,351	IAS第1号82(i)

付録1 - 連結包括利益計算書(1計算書方式の事例)

IAS第1号10(b)
IAS第1号51(b)
IAS第1号81(a)
IAS第1号51(c)

2009年12月31日に終了する年度

帰属				
親会社株主		7,944	7,203	IAS第1号83(a)(ii)
非支配持分		288	239	IAS第1号83(a)(i), IAS第27号27
		<u>8,232</u>	<u>7,442</u>	
当期包括利益の帰属				
親会社株主		7,922	7,112	IAS第1号83(b)(ii)
非支配持分		288	239	IAS第1号83(b)(i) IAS第27号27
		<u>8,210</u>	<u>7,351</u>	
1株当たり利益				
	12			IAS第33号66
▶ 親会社の普通株主に帰属する基本的1株当たり利益		CU0.38	CU0.38	
▶ 親会社の普通株主に帰属する希薄化後1株当たり利益		CU0.38	CU0.37	
継続事業に関する1株当たり利益				
▶ 親会社の普通株主に帰属する継続事業からの基本的1株当たり利益		CU0.37	CU0.39	
▶ 親会社の普通株主に帰属する継続事業からの希薄化後1株当たり利益		CU0.37	CU0.38	

*ここに示された数字のいくつかは、2008年の財務諸表とは一致せず、注記2.2で詳述される調整を反映している。

注釈

説明のために、この付録では1計算書方式による包括利益計算書を表示している。

上記連結包括利益計算書では、包括利益のさまざまな構成要素が純額で表示されている。したがって、組替調整額及び当期の利得及び損失の金額について別途注記が必要とされているが、包括利益計算書の中に個別の構成要素を表示することもできる。

この付録では、その他の包括利益の金額に対する法人所得税の影響は純額で表示している。したがって、この付録では省略されているものの別途注記が必要とされる。

付録2 - 連結損益計算書(費目別分類の事例)

2009年12月31日に終了する年度

IAS第1号10(b)
IAS第1号51(b)(c)

注釈

グループは、費用を機能別に分類して損益計算書を表示している。説明のために、この付録では費用を性質ごとに開示した損益計算書を表示する。

	注記	2009 CU000	2008 CU000	
継続事業				IAS第1号51(d)(e)
物品の販売		190,599	172,864	IAS第18号35(b)(i)
サービスの提供		17,131	16,537	IAS第18号35(b)(ii)
グッドポイントの交換に伴う収益		1,375	1,125	
賃貸収益		1,404	1,377	IAS第18号35(c)
収益		210,509	191,903	IAS第1号82(a)
その他の収益	9.1	1,585	2,548	IAS第1号103
製品及び仕掛品の棚卸増減高		(1,133)	(3,791)	IAS第1号103
原材料及び消耗品使用高		(148,240)	(130,726)	IAS第1号103
従業員給付費用	9.6	(44,019)	(43,853)	IAS第1号103
減価償却費、償却費、及びのれんの減損		(4,122)	(3,256)	IAS第1号103
非流動資産の減損	11	-	(301)	
その他の費用	9.2	(1,088)	(706)	IAS第1号103
金融費用	9.3	(3,305)	(1,561)	IAS第1号82(b)
金融収益	9.4	1,635	724	IAS第1号82(a)
関連会社の利益に対する持分	7	83	81	IAS第1号82(c)
継続事業からの税引前利益		11,905	11,062	IAS第1号85
				IAS第1号82(d)
税金費用	10	(3,893)	(3,432)	IAS第12号77
継続事業からの当期利益		8,012	7,630	IAS第1号85
非継続事業				
非継続事業からの税引後当期利益/(損失)	11	220	(188)	IAS第1号82(e) IFRS第5号33(a)
当期利益		8,232	7,442	IAS第1号82(f)
帰属				
親会社株主		7,944	7,203	IAS第1号83(a)(ii)
非支配持分		288	239	IAS第1号83(a)(i)
		8,232	7,442	
1株当たり利益	12			IAS第33号66
▶ 親会社の普通株主に帰属する基本的1株当たり利益		CU0.38	CU0.38	
▶ 親会社の普通株主に帰属する希薄化後1株当たり利益		CU0.38	CU0.37	
継続事業に関する1株当たり利益				
▶ 親会社の普通株主に帰属する継続事業からの基本的1株あたり利益		CU0.37	CU0.39	
▶ 親会社の普通株主に帰属する継続事業からの希薄化後1株当たり利益		CU0.37	CU0.38	

付録3 - 連結キャッシュ・フロー計算書 - 直接法

2009年12月31日に終了する年度

注釈

グループは、間接法によりキャッシュ・フローを表示している。しかしながら、説明のためにこの付録では、営業活動に関して直接法を使用して作成したキャッシュ・フロー計算書を表示する。

		2009	2008	
	注記	CU000	CU000	
				IAS 第1号10(d) IAS 第1号51(b)(c) IAS 第7号10
営業活動によるキャッシュ・フロー				IAS 第1号51(d)(e) IAS 第7号18(a)
販売代金回収額		227,113	235,776	
仕入先及び従業員への支払い		(209,871)	(218,087)	
受取利息		336	724	IAS 第7号31
法人所得税支払額		(3,759)	(4,379)	IAS 第7号35
営業活動からの正味キャッシュ・フロー		13,819	14,034	
投資活動によるキャッシュ・フロー				IAS 第7号21
有形固定資産の売却による収入		1,990	2,319	IAS 第7号16(b)
有形固定資産の購入	13	(10,352)	(7,822)	IAS 第7号16(a)
投資不動産の購入	11	(1,216)	(1,192)	IAS 第7号16(a)
金融商品の購入		(3,969)	(225)	IAS 第7号16(c)
売却可能投資からの収入		232	-	
無形資産の購入	15	(587)	(390)	IAS 第7号16(a)
子会社の取得、取得現金控除後	5	230	(1,450)	IAS 第7号39
政府補助金の受取	24	2,951	642	
投資活動に使用された正味キャッシュ・フロー		(10,721)	(8,118)	
財務活動によるキャッシュ・フロー				IAS 第7号21
ストックオプションの行使による収入	21	175	200	IAS 第7号17(a)
非支配持分の取得		(325)	-	
株式発行費	21	(32)	-	
ファイナンス・リース債務の支払い		(51)	(76)	IAS 第7号17(e)
借入による収入		5,253	2,645	IAS 第7号17(c)
借入金の返済		(135)	(1,784)	IAS 第7号17(d)
支払利息		(1,502)	(1,321)	IAS 第7号31
親会社株主への配当支払額	22	(1,972)	(1,600)	IAS 第7号31
非支配持分への配当支払額		(30)	(49)	IAS 第7号31
財務活動からの/(に使用された)正味キャッシュ・フロー		1,381	(1,985)	
現金及び現金同等物の正味増加		4,479	3,931	
正味為替換算差額		43	19	IAS 第7号28
1月1日現在の現金及び現金同等物	20	12,266	8,316	
12月31日現在の現金及び現金同等物	20	16,788	12,266	IAS 第7号45

付録3 - 連結キャッシュ・フロー計算書 - 直接法

2009年12月31日に終了する年度

注釈

IAS第7号18により企業が営業活動からのキャッシュ・フローを報告する際に直接法又は間接法のいずれかを使用することが認められている。

グループは、営業活動からの正味キャッシュ・フローの項目の中で税引前利益の調整を行っている。しかしながら、IAS第7号では、税引後利益の調整も容認されている。

IAS第7号33により支払利息を営業活動又は財務活動の項目に、さらに受取利息を営業活動又は投資活動の項目に記載することが認められており、企業にとってより関連性がある方法で記載することとなっている。グループは、受取利息を営業活動からのキャッシュ・フローに分類している。

付録4 - IFRS初度適用企業のための開示例

注釈

財務諸表に対する本注記は、企業がIFRSへの移行を説明する際の一例を示している。この例における様式はIFRS第1号の設例11に基づいている。しかし、開示様式の例を提供するにあたって、開示すべきすべての潜在的なGAAPの相違点を示すことは意図しておらず、また実際にすべては説明されていない。

以下の開示例は、本書において説明されている優良工業株式会社の財務諸表に関係するものではなく、財政状態計算書、損益計算書、包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書のいずれとも直接関連付けてはならない。また、2009年7月に発行され、2010年1月1日以降開始する事業年度から適用となる初度適用企業に対する追加免除規定は考慮されていないことに留意する必要がある。

2008年12月31日に終了する年度及びそれまでのすべての期間について、当グループはユーロランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準(従前のGAAP)に準拠して財務諸表を作成した。2009年12月31日に終了する年度に関する財務諸表は、当グループが国際財務報告基準(IFRS)に準拠して初めて作成した財務諸表である。

したがって、当グループは会計方針の項で述べているように、2009年1月1日以降に開始する事業年度から、IFRSに準拠して財務諸表を作成した。財務諸表の作成にあたって、当グループの開始財政状態計算書はIFRSへの移行日である2008年1月1日現在で作成された。当該注記は、2008年1月1日現在で従前のGAAPに基づいた財政状態計算書及び、2008年12月31日に終了する年度の従前のGAAPに基づいた財務諸表を修正再表示する際に当グループが行った主な調整を説明している。

適用した免除規定

IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」は、2009年12月の期末日現在で有効なIFRSを遡及的に適用するという一般原則について、初度適用企業に対して一部の免除を認めている。

当グループは以下の免除規定を適用した。

- ▶ 2008年1月1日より前に行われた、子会社の取得又は、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する持分の取得に対して、IFRS第3号「企業結合」は適用されていない。
- ▶ 有形固定資産の一部項目は、従前のGAAPに準拠して作成された財政状態計算書において、2006年に実施された評価に基づいて計上された。当グループは、これらの公正価値を再評価日現在におけるみなし原価とすることを選択した。
- ▶ 当グループは、2008年1月1日現在におけるすべての年金及びその他の退職後給付の数理計算上の差異累計額を、直接資本に認識した。当グループは、IAS第19号120A(p)で要求されている金額を移行日から将来に向かって開示することを選択した。
- ▶ すべての在外営業活動体に関する累積換算差額は、2008年1月1日現在でゼロとみなしている。
- ▶ 2002年11月7日以前に株式報酬取引において付与された資本性金融商品、及び2002年11月7日より後に付与された資本性金融商品で2008年1月1日より前に権利が確定した資本性金融商品に対しては、IFRS第2号「株式報酬」は適用されていない。現金決済型株式報酬取引に関しては、当グループは2008年1月1日より前に決済された負債に対してIFRS第2号を適用していなかった。
- ▶ 当グループは、IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」における経過規定を適用し、移行日現在ですべての契約を検討した。

付録4 - IFRS初度適用企業のための開示例

2008年1月1日(IFRS移行日)現在のグループによる資本の調整

	注記	従前のGAAP CU000	再測定 CU000	IFRS CU000
非流動資産				
有形固定資産		22,024	-	22,024
投資不動産		7,091	-	7,091
無形資産		2,220	-	2,220
開業費	A	300	(300)	-
金融資産		3,899	-	3,899
持分法適用投資		878	-	878
売却可能金融資産	B	2,161	420	2,581
		<u>38,573</u>	<u>120</u>	<u>38,693</u>
流動資産				
営業債権及びその他の債権	C	21,616	1,138	22,754
棚卸資産		23,158	-	23,158
その他の金融資産	D	325	431	756
現金及び現金同等物		10,816	-	10,816
		<u>55,915</u>	<u>1,569</u>	<u>57,484</u>
資産合計		<u>94,488</u>	<u>1,689</u>	<u>96,177</u>
資本金及び剰余金				
資本金		25,500	-	25,500
自己株式		(774)	-	(774)
その他の包括利益		-	638	638
利益剰余金		27,121	1,554	28,675
資本合計		<u>51,847</u>	<u>2,192</u>	<u>54,039</u>
非流動負債				
その他の未払金		352	-	352
金融負債		16,359	-	16,359
繰延税金負債	H	-	305	305
確定給付年金制度の欠損	F	-	221	221
引当金	G	250	(250)	-
		<u>16,961</u>	<u>276</u>	<u>17,237</u>
流動負債				
営業債務及びその他の債務	E	16,911	(779)	16,132
その他の負債		4,872	-	4,872
未払法人所得税		3,897	-	3,897
		<u>25,680</u>	<u>(779)</u>	<u>24,901</u>
負債合計		<u>42,641</u>	<u>(503)</u>	<u>42,138</u>
資本及び負債の合計		<u>94,488</u>	<u>1,689</u>	<u>96,177</u>

付録4 - IFRS初度適用企業のための開示例

2008年12月31日現在のグループによる資本の調整

	注記	従前のGAAP CU000	再測定 CU000	IFRS CU000
非流動資産				
有形固定資産		24,329	-	24,329
投資不動産		7,983	-	7,983
無形資産		2,386	-	2,386
開業費	A	200	(200)	-
金融資産		3,028	-	3,028
持分法適用投資		2,516	-	2,516
売却可能金融資産	B	2,000	350	2,350
		<u>42,442</u>	<u>150</u>	<u>42,592</u>
流動資産				
営業債権及びその他の債権	C	23,815	1,253	25,068
棚卸資産		25,330	-	25,330
その他の金融資産	D	378	110	488
現金及び現金同等物		8,644	-	8,644
		<u>58,167</u>	<u>1,363</u>	<u>59,530</u>
資産合計		<u>100,609</u>	<u>1,513</u>	<u>102,122</u>
資本金及び剰余金				
資本金		25,500	-	25,500
自己株式		(774)	-	(774)
その他の包括利益		-	263	263
利益剰余金		32,568	1,663	34,231
資本合計		<u>57,294</u>	<u>1,926</u>	<u>59,220</u>
非流動負債				
その他の未払金		61	-	61
金融負債		18,276	-	18,276
繰延税金負債	H	-	135	135
確定給付年金制度の欠損	F	-	612	612
引当金	G	250	(250)	-
		<u>18,587</u>	<u>497</u>	<u>19,084</u>
流動負債				
営業債務及びその他の債務	E	16,681	(910)	15,771
その他の負債		4,058	-	4,058
未払法人所得税		3,989	-	3,989
		<u>24,728</u>	<u>(910)</u>	<u>23,818</u>
負債合計		<u>43,315</u>	<u>(413)</u>	<u>42,902</u>
資本及び負債の合計		<u>100,609</u>	<u>1,513</u>	<u>102,122</u>

付録4 - IFRS初度適用企業のための開示例

2008年12月31日に終了する年度に関する、グループによる損益の調整

	注記	従前のGAAP CU000	再測定 CU000	IFRS CU000
収益	C	161,640	115	161,755
売上原価		128,733	-	128,733
売上総利益		32,907	115	33,022
販売費		12,364	-	12,364
管理費	I	12,164	380	12,544
年金費用	F	453	391	844
その他の費用		706	-	706
		25,687	771	26,458
グループの売買利益		7,220	(656)	6,564
その他の収益		2,548	-	2,548
持分法投資利益		1,638	-	1,638
グループの営業利益		11,406	(656)	10,750
金融収益		977	-	977
金融費用		(1,722)	-	(1,722)
税引前利益		10,661	(656)	10,005
法人所得税費用	H	(2,779)	170	(2,609)
当期利益		7,882	(486)	7,396
売却可能金融資産	B	-	175	175
キャッシュ・フロー・ヘッジ	D	-	20	20
法人所得税費用	H	-	(49)	(49)
その他の包括利益		-	146	146
包括利益		7,882	(340)	7,542

注釈

IFRS 第1号は財務諸表内での開示を要求しているため、単にグループが以前に公表した発行物を参照するだけの取扱いは認められない。

従前のGAAPからIFRSへの資本の修正再表示

2008年1月1日及び2008年12月31日現在の、資本の調整に対する注記

A 開業費

従前のGAAPでは、新規子会社の設立費用を資産化し、5年にわたり定額法により償却してきた。この費用は、IFRSでは資産として認識するための要件を満たさないため、当該資産は認識を中止した。

B 売却可能金融資産

従前のGAAPでは、売却可能金融資産は取得原価又は実現可能価額のいずれか低い方の金額で計上されていた。2008年1月1日現在におけるこれらの資産の公正価値は2,581,000CUである。移行日時点におけるこれらの調整の結果生じた評価益は資本のその他の包括利益に含めている。

C 営業債権及びその他の債権

従前のGAAPでは、債権の減損に関する引当金は個別引当及び一般引当の金額により構成されている。IFRSでは、従前のGAAPに基づく一般引当による引当金の認識は認められないため、当該金額は取り崩された。

付録4 - IFRS初度適用企業のための開示例

2008年1月1日及び2008年12月31日現在の、資本の調整に対する注記 続き

D その他の金融資産

為替予約の公正価値はIFRSでは認識されるが、従前のGAAPでは認識されていなかった。当該契約は、IFRSへの移行日時点で、可能性が非常に高い予定販売取引に対するキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定された。これに関連する調整は、資本のその他の包括利益として認識されている。

E 営業債務及びその他の債務

従前のGAAPでの配当案は、それが宣言された時期にかかわらず、配当が関係する事業年度の負債として認識される。IFRSでは、配当案は、企業がそれを宣言した(一般的には、通常株主総会の承認時)事業年度又は配当を支払った事業年度に負債として認識される。当グループでは、配当は期末後に宣言されていることから、従前のGAAPで計上された負債はその認識が中止されている。

F 確定給付債務

従前のGAAPでは、年金制度に係る費用を現金主義で認識していた。IFRSでは、年金債務は保険数理計算により認識される。

従前のGAAPからIFRSへの移行に際して当グループは、IFRSへの移行日現在における累積的保険数理計算上の差異をすべて認識するというIFRS第1号D10の免除規定を適用した。

G 引当金

従前のGAAPでは、リストラクチャリング引当金は本社活動の縮小に関して計上された。当該金額は、IAS第37号「引当金、偶発債務及び偶発資産」では負債としての認識要件を満たしていないため、認識が中止されている。

H 繰延税金負債

多様な移行調整により、さまざまな一時差異が発生する。当グループは注記2.3の会計方針に従って、それらの差異を会計処理しなければならない。繰延税金の金額を計算するために、25%の税率が適用されている。

IFRSが繰延税金の認識を要求しているため、投資不動産の再評価にあたり、追加で繰延税金が計上されている。当グループは投資不動産を処分する意図を有していなかったため、従前のGAAPでは再評価に関する繰延税金は計上されなかった。

I 株式報酬

従前のGAAPでは、長期インセンティブ制度の報酬費用のみを費用として認識していた。IFRSによると、オプションの公正価値を適切な価格モデルを使用して算定し、権利確定期間にわたって費用認識する必要がある。この結果、2008年12月31日に終了する年度に関して、追加費用480,000CUを認識した。

J キャッシュ・フロー計算書

従前のGAAPからIFRSへの移行は、キャッシュ・フロー計算書に重要な影響を及ぼさなかった。

付録5 - XBRL: 双方向財務報告データへの変換

注釈

拡張可能な事業報告言語 (eXtensible Business Reporting Language: 以下、XBRL) で提出された優良工業株式会社の基本財務諸表及び注記 (抜粋) については、そのウェブ版を次のサイトで見る事ができる。このサイトでは XBRL のテクノロジーについての説明や、より優れた、より速い、より廉価な方法で情報変換するためにそれを利用する方法についても参照することができる。(www.ey.com/xbrl/goodgroup)

背景

ウェブ・ページ (HTML など) や添付書類 (Adobe PDF や Microsoft Word など) といったオンライン・デジタル形式により、誰もが容易にデータを参照できるようになっている。しかしながらコンピュータは、強力なサーチ・エンジンを使用したとしてもこれらを容易に解読することはできない。

XBRL は IFRS 財務諸表一式に含まれるビジネスデータを「コンピュータが読解可能」もしくは「高感度」にし、データを「双方向」化する。これは、財務諸表の構成要素にあらかじめ定義されたタグを付けて分類することによって行われる。それにより、一定のコンピュータ・アプリケーションがデータの固有部分を識別し、それをコンテキストに配置できるようになる。

この有用な技術が導入されると、市場参加者は IFRS 財務諸表一式から必要な情報を、自らの意思決定のニーズに最も適合する方法で抽出できるようになる。このコンピュータ技術は、デジタル・タグを介して、ビジネスデータを非常に正確かつ高速に操作し変換するプラットフォームを提供することになるからである。

XBRL の導入は、電子媒体を使用したコミュニケーション基準、及びインターネットを通じた財務報告の媒介として、世界的に認知されつつある。IFRS 基準の採用とともに、XBRL は財務報告を行うための重要な電子媒体上の標準かつ無料で利用可能な基準となる。

XBRL とは？

XBRL とは、インターネット上での財務報告データの移動、及び翻訳の方法を標準化したウェブ・プロトコルである。

XBRL の背後にある思想は単純である。財務情報を静止的文字 (つまり、標準的なインターネット上のページ及び印刷された文書) として取り扱う代わりに、XBRL は数字であれ文字であれ、個々のデータ項目に識別可能なタグを付す。このタグは、コンピュータで認識可能であり、双方向で情報を使用することを可能にする。

XBRL は有意義な方法で情報を記号化することにより、企業の財務情報を交換及び分析することができる。コンピュータ・アプリケーションは、XBRL データを「聡明」に使用することができる (つまり、XBRL 文書における情報を認識することができる)。また、アプリケーションは、他のコンピュータとの間で XBRL データの選択、分析及び保存ならびに交換することが可能であり、その情報をさまざまな方法で利用者に提供することができる。

双方向データの利点

XBRL のような双方向データを使用する利点は、財務諸表の作成者及び利用者の双方にとって非常に大きい。XBRL でデータをタグ付けすることにより、情報を再入力する手間が省けるため、結果として費用の節約、より迅速な分析、及びデータのより信頼できる運用を可能にする。また、それによってより綿密で迅速な意思決定が可能となる。さらに、XBRL 言語には柔軟性があり、国や産業を超えて現在のすべてのレポートングの局面を支援するように設計されている。XBRL 言語はその拡張性により、個々の組織レベルにおいても、特定のビジネス上の要求に合わせて調整が可能である。

改良	迅速化	低コスト
より正確になる	データの再入力、検証、除去の必要がない	データの収集及び検証がさらに自動化される
アクセスがより容易になる	提出後即時にエンドユーザーがアクセス可能になる	特定のソフトウェアに依存しない
情報の比較及び分析がより容易になる	負担がほとんどないまま「更新」ができる	報告書に含まれるデータの分析が容易になる

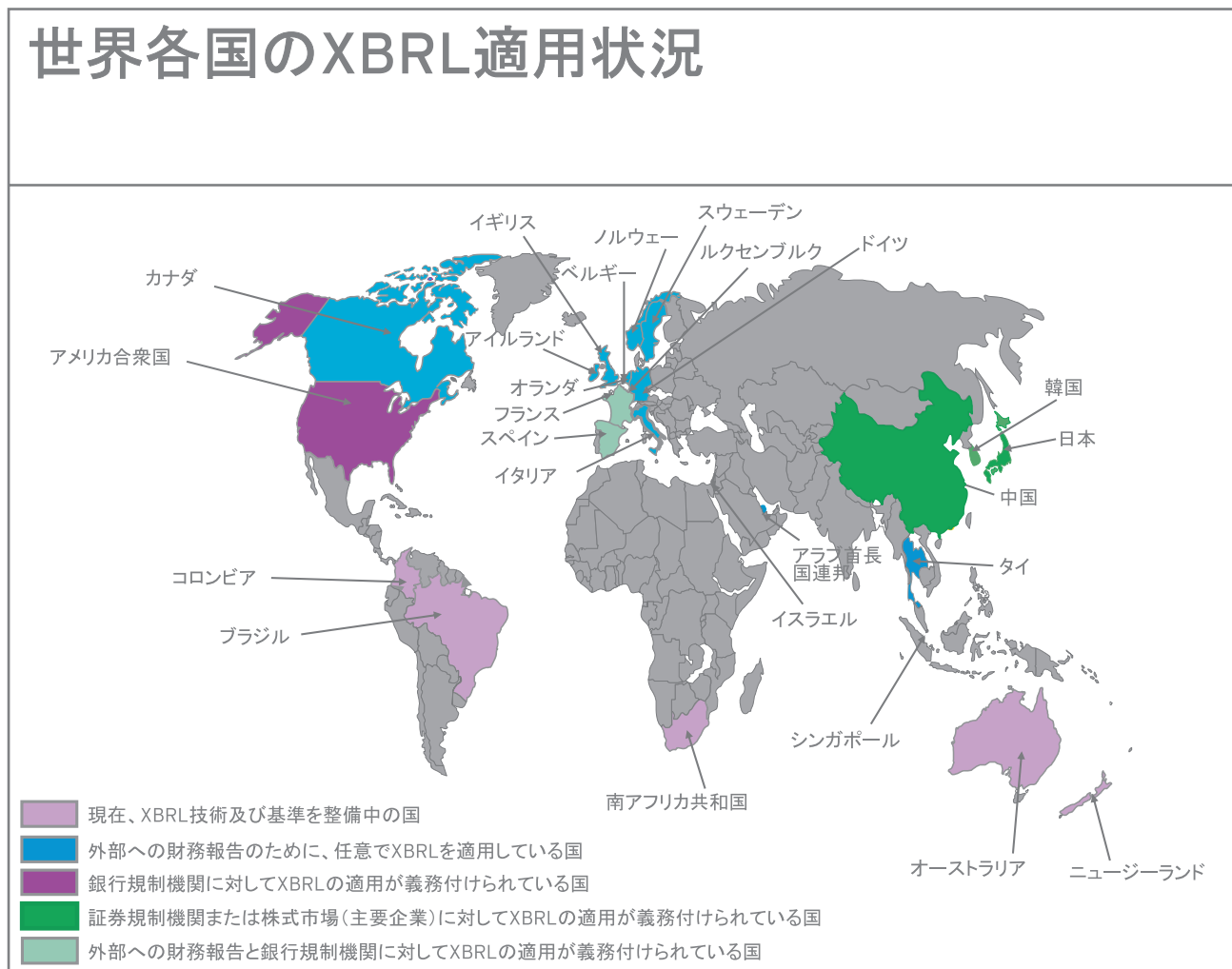
XBRL 及びその技術仕様の開発主体は？

XBRL International は、XBRL 言語を構築し、その適用を促進及び支援することを目的とする非営利コンソーシアムであり、現在世界中の企業及び機関約 550 社から構成されている。アーンスト・アンド・ヤングは、この XBRL International の設立メンバーである。XBRL International は現在 20 を超える地域 (IASB を含む) を有しており、その地域における XBRL の促進及び開発を中心に活動を行っている。

付録5 - XBRL: 双方向財務報告データへの変換

使用者は？

図表1: IFRS及びXBRLの適用



各国の規制当局は、財務報告におけるXBRLとIFRSの適用を義務付ける明確な期日を公表している。これについて、以下に3つの主要国の事例を示す。

事例1: アメリカ合衆国 - 外国登録企業

2009年1月30日、SECは定期的かつ経常的に財務報告を行っている企業、証券登録説明書を提出している企業、及び会計期間中の変更における移行レポートを作成している企業に対して、XBRLのフォーマットで作成した財務諸表の提出を義務付ける最終規則を公表した。

提出のフェーズ	登録基準	準拠する会計基準	下記以降に終了する会計期間より適用
1	資本金50億円以上のグローバル公開企業	米国会計基準	2009年6月15日
2	すべての大規模早期提出国内・海外公開企業	米国会計基準	2010年6月15日
3	その他すべての国内・海外公開企業	米国会計基準又はIFRS	2011年6月15日

詳しい情報は、<http://www.sec.gov/spotlight/xbrl.shtml>を参照。

付録5 - XBRL:財務報告データの双方向変換

事例2: EU - 欧州中央銀行

欧州中央銀行当局(CEBS)は27の構成員と共同で、FINancial REPorting、(以下、FINREP)及びCOREP XBRL タクソミを構築した。

FINREPは公表財務諸表にIFRSを利用する金融機関向けに設計されたフレームワークである。また、The COmmon solvency ratio REPorting(以下、COREP)は、欧州連合の資本規制下における金融機関及び投資会社向けのフレームワークである。

FINREP タクソミは、XBRLの拡張性の例示であり、それ自体が核となるIFRS タクソミの拡張である。欧州の FINREP適用の一環として、各国は自国の拡張タクソミを開発している。この適用過程を支援するために、多くの国々は他国での拡張が行われる際に、自国の拡張タクソミへのリンクを提供することを許容している。所在国の中央銀行へのファイリングを行うために現地の拡張タクソミを使用している各国の銀行は、その代わりに自国版を、自行の特定のニーズに合致するように拡張する。いくつかの国や地域においては、中央銀行へのファイリングにおいて銀行がXBRL及びIFRSを使用することを義務付けている。

詳しい情報は、www.eurofiling.infoを参照。

事例3: 英国 - 英国企業

英国政府は、英国歳入関税庁(以下、HMRC)のオンライン・サービスにおいて、企業の財務報告及び税務申告についてXBRLの利用を義務付けるという勧告を受け入れることとした。法人税(以下、CT)についての提案内容は以下のとおりである。

- ▶ すべての企業は2011年3月以降が期限となるCT申告について、XBRLを利用してオンラインによる納税申告書を提出し電子納付すること。
- ▶ HMRCは2011年までに納税環境を提供するために共同で英国会社登記庁(Companies House)と継続的に作業すべきである。

すべての英国企業は、2011年3月31日以降が期限となる税務申告についてオンラインで提出しなければならない。これは、申告様式CT600、税額計算書、完全な財務諸表を含む。

2009年9月1日、会社登記庁とHMRCは、両監督機関の間でXBRLを用いた申告を将来的に「整合させる」旨の共同声明を行った。大半の法定帳簿が英国基準に従い作成され、HMRC及び会社登記庁に提出される一方で、英国財務会計審議会によるIFRSへの顕著な移行が行われていることは、XBRLとIFRSが将来の英国の財務報告にとって一対の申告基準となることを意味している。

詳しい情報は、<http://www.hmrc.gov.uk/ct/returns/online.htm> を参照。

その他の事例

オーストラリア、シンガポール、インド、イスラエル、ベルギー、タイなど、XBRLとIFRSを使用する他国の情報については、<http://www.iasb.org/xbrl> を参照。

付録5 - XBRL:財務報告データの双方向変換

IFRS XBRLタクソノミについて

タクソノミは、XBRLに基づく財務諸表、各種付表、及びその注記をタグ付けする際の基本となる。タクソノミは多くの事業報告の概念(文章を含む)を分類し、それらの関連性を定義づける電子システムであり、ラベル、定義、会計上の残高(すなわち、借方か、貸方か)、表示、要約などの各概念についての詳細を提供するものである。

IFRS XBRLタクソノミとは

1.核となるタクソノミ

IFRSの核となるタクソノミは、IFRSの製本版-IASBIによって毎年公表されているIASとIFRSの合体基準書に従って、IFRSにおける表示に関する規定の変更を反映し更新・管理される。現在、IFRS上の財務諸表データをXBRLによるファイリングやインスタンス文書を作成するためにマッピングするためのXBRLの構成要素やタグがおよそ2,500存在する。更新されたタクソノミは毎年発行されている。XBRL開発チームのミッション・ステートメントによれば、「同一言語(約30の翻訳)内において、また同時にIFRSのように、高品質のIFRSのタクソノミを提供する」よう企画されている。XBRL IFRSタクソノミはIASBのウェブサイトwww/iasb/org/xbrlにて閲覧可能である。

2.拡張性

IFRSのタクソノミは、その他の財務報告タクソノミに含められているような(例、米国会計基準のタクソノミには13,000以上のタグが付されている) 一般的慣行や特殊な業種の実務を含めず、また同一数の要素や内容の豊富さを追求することもなく、タグを製本版にて開示しているのみである。これは、その利用者が、詳細な電子的マークアップを完成させるか、完全な一式の財務諸表のすべての構成要素をタグ化するためにIFRSのタクソノミを拡張することが要求されることを意味している。

3.IASC (IASBではなく)による開発

IASCは、2000年に組織再編の一環で設立された、IASBの前身母体であり、XBRL国際コンソーシアムの設立メンバーの一つである。2002年以降、IFRSのタクソノミはIASCにより開発されてきた。2006年までは、XBRLのグループと世界中のIFRSの専門家が自発的に開発していた。近年、その開発はIASCのXBRLチームにより行われている。タクソノミの開発は二つの外部委員会により支援され、委員会の設立者、証券規制当局、中央銀行、金融機関、ソフトウェア企業から構成されている。これは、XBRL活動に関連する戦略的助言を提案する諮問委員会や、タクソノミの品質についてXBRLチームへ戦略的助言や実務的な提言を行うXBRL品質管理チームである。

IFRS XBRLタクソノミに期待してはならないものとは

1.IFRS基準書を設定するツール

XBRLは財務報告基準の適用についてのよりよい理解を助け、それを加速したりするかもしれない。しかしながら、XBRLはもともとそのような機能を有することを意図されていないため、一種の基準設定ツールと考えるべきではない。IFRSのためのXBRLは開示基準(原理や規則)に従っており、事後的に開発された会計基準をモデルにしている。将来的にはIASBのような基準設定主体が、XBRLタクソノミと同時並行的に基準を開発し、タクソノミの設計プロセスが基準設定主体へ「即時にフィードバック」することが可能になるかもしれない。

2.IFRS適用のためのショートカット・ツールもしくは「解釈器」

タクソノミ又は、定義ごとの分類システムが電子又は「語義的意義」を有する一方で、IFRS XBRLタクソノミにIFRSの開示、測定・認識の原則や規則に対する回答を含んでいると誤解してはならない。IFRSタクソノミは最小限の方法でIFRSを参考としているだけであり、その結果、基本的な要素のみで構成されている。また、タクソノミが準拠している基準を「解釈」することを意図しているものでもない。

3.可能性あるIFRS開示要素の完全な一セット

IFRS XBRLタクソノミは、「基準書として公表されたIFRSを完全にXBRLに翻訳したものであり、ビジネスの間で、情報を伝達するために使用されるもの」と意図され、開発されたものであるという見方もあるが、実際には、最終的にタクソノミ利用者によって拡張されることを期待され、開発されたものである。事実、このIFRS XBRLタクソノミは「核となる」IFRSタクソノミとされ、IFRS拡張の基礎となっている。このタクソノミは、拡張を推奨するようなフレームワークを提供することにより他のGAAPのタクソノミ、たとえば、米国のタクソノミに見られるような一般的実務や業種特有の実務への拡張が期待されている。

付録5 - XBRL:財務報告データの双方向変換

4.GAAPコンバーター

XBRLは仲介言語である。それ自体は変換する能力も特性もない(ただし、それが完成し、ビジネス規則の計算を支援する保証がされる時にフォーミュラリンクベースが進化する点を除く)。さらに、会計基準のコンバージェンス(収斂)においては、そのすべての局面が自動化されるわけではない。会計基準のコンバージェンス(収斂)にあたっては、人為的な判断を行うことが要求される場合もあるが、それをマークアップ言語に再現化することは不可能である。(ただし、フォーミュラリンクが進化し、ビジネス規則の計算を支援する保証がされる時を除いて)

関連するIFRS XBRLタクソミ

IFRS タクソミ

IASBは以下の補助オンライン・ガイダンス及び補助アプリケーションのセットとともに、ともに2009 IFRSタクソミを公表した。

- ▶ IFRS タクソミガイド2009
- ▶ IFRS タクソミの例示
- ▶ 変更文書
- ▶ IFRS タクソミ・モジュール・マネージャー

詳しい情報は <http://www.iasb.org/XBRL/IFRS+Taxonomy/IFRS+Taxonomy+2009.htm> を参照。

SMEのためのIFRSタクソミ

公表時において、IASB財団はSMEのためのIFRSタクソミ草案を開発した。このSMEのためのIFRSタクソミは独立した基準であり、(一点を除き) 完全なIFRS への後退を要求しない。これとは対照的に、SMEのためのIFRSタクソミは、基礎的なIFRS タクソミ2009に基づいており、いくつかの概念を再利用している。

詳しい情報は <http://www.iasb.org/XBRL/IFRS+Taxonomy/IFRS+for+SMEs+Taxonomy.htm>を参照。

結論

IFRSとXBRLは相互補完的な潜在的なアプリケーションを持つ2つの別個の基準である。IFRSに基づく財務報告は法定財務報告の通信プロセスや事後的な利用と分析を容易にするため、XBRL様式に置き換わるであろう。IFRS XBRL タクソミの利用者にとっては、現時点での開発状況や、範囲、使用目的を完全に理解することが重要である。

追加情報

データの双方向に関する情報はwww.ey.com/xbrlから入手可能である。また、XBRL International に関してはwww.XBRL.org により、IASBに関してはwww.isab.org/xbrlで検索可能である。

索引

IAS第1号「財務諸表の表示」

IAS第1号10(a)	14
IAS第1号10(b)	11, 100, 101, 102
IAS第1号10(c)	17
IAS第1号10(c)	16
IAS第1号10(d)	18, 103
IAS第1号10(e)	20
IAS第1号10(f)	15
IAS第1号16	20
IAS第1号39	15
IAS第1号51(a)	11
IAS第1号51(b)	11, 13, 14, 16, 17, 18, 20, 100, 101, 102, 103
IAS第1号51(c)	11, 13, 14, 16, 17, 18, 20, 100, 101, 102, 103
IAS第1号51(d)	11, 13, 14, 16, 17, 18, 20, 28, 100, 102, 103
IAS第1号51(e)	11, 13, 14, 16, 17, 18, 20, 100, 102, 103
IAS第1号54(a)	14
IAS第1号54(b)	14
IAS第1号54(c)	14
IAS第1号54(d)	14
IAS第1号54(e)	14
IAS第1号54(g)	14
IAS第1号54(h)	14
IAS第1号54(i)	14
IAS第1号54(j)	14
IAS第1号54(k)	14
IAS第1号54(l)	14
IAS第1号54(m)	14
IAS第1号54(n)	14
IAS第1号54(o)	14
IAS第1号54(p)	14
IAS第1号54(q)	14
IAS第1号55	14
IAS第1号56	14
IAS第1号60	14, 15, 39, 81
IAS第1号66	14
IAS第1号69	14
IAS第1号78(a)	65
IAS第1号78(b)	78
IAS第1号78(c)	78
IAS第1号78(d)	14
IAS第1号78(e)	14, 79, 80
IAS第1号79(a)(i)	79
IAS第1号79(a)(iii)	79
IAS第1号79(a)(iv)	79
IAS第1号79(a)(v)	71
IAS第1号79(a)(vi)	80
IAS第1号79(b)	80
IAS第1号81(a)	101
IAS第1号82(a)	11, 12, 100, 102
IAS第1号82(b)	11, 100, 102

IAS第1号82(c)	11, 100, 102
IAS第1号82(d)	11, 100, 102
IAS第1号82(e)	11, 100, 102
IAS第1号82(f)	11, 13, 100, 102
IAS第1号82(g)	13
IAS第1号82(i)	13
IAS第1号83(a)(i)	11, 101, 102
IAS第1号83(a)(ii)	11, 101, 102
IAS第1号83(b)(i)	13, 101
IAS第1号83(b)(ii)	13, 101
IAS第1号85	11, 13, 58, 100, 102
IAS第1号90	13
IAS第1号92	59
IAS第1号96	16
IAS第1号97	12, 58, 59
IAS第1号99	12
IAS第1号103	11, 100, 102
IAS第1号104	59
IAS第1号106(a)	17
IAS第1号106(d)	16, 17
IAS第1号106(d)(i)	16
IAS第1号106(d)(ii)	16, 17
IAS第1号106(d)(iii)	16, 17
IAS第1号107	16, 81
IAS第1号112	26
IAS第1号112(a)	20
IAS第1号117	30
IAS第1号117(a)	20, 26
IAS第1号117(b)	26, 28
IAS第1号122	46
IAS第1号125	46, 47, 49, 86
IAS第1号126(c)	91
IAS第1号129(b)	86
IAS第1号134	99
IAS第1号135	99
IAS第1号137(a)	81
IAS第1号138(a)	20
IAS第1号138(b)	20

IAS第2号「棚卸資産」

IAS第2号6	42
IAS第2号9	42
IAS第2号10	42
IAS第2号12	42
IAS第2号13	42
IAS第2号25	42
IAS第2号36(a)	42
IAS第2号36(b)	78
IAS第2号36(d)	59
IAS第2号36(e)	78

IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」

IAS第7号6	43
IAS第7号7	43
IAS第7号10	18, 103
IAS第7号16(a)	18, 103
IAS第7号16(b)	18, 103
IAS第7号16(c)	18, 103
IAS第7号16(d)	18

IAS第7号17(a)	18, 103
IAS第7号17(c)	18, 103
IAS第7号17(d)	18, 103
IAS第7号17(e)	18, 103
IAS第7号18	19, 104
IAS第7号18(a)	103
IAS第7号18(b)	18
IAS第7号20(a)	18
IAS第7号20(b)	18
IAS第7号21	18, 103
IAS第7号28	18, 103
IAS第7号31	18, 103
IAS第7号33	19, 104
IAS第7号35	18, 103
IAS第7号39	18, 103
IAS第7号40(a)	51, 52
IAS第7号40(b)	52
IAS第7号40(c)	50, 51, 52
IAS第7号40(d)	50, 52
IAS第7号42A	18
IAS第7号43	66
IAS第7号45	18, 79, 103
IAS第7号46	43
IAS第7号48	79, 99
IAS第7号50(a)	79

IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」

IAS第8号10	44
IAS第8号14	21, 23
IAS第8号17	66
IAS第8号18	66
IAS第8号28	11, 13, 14, 17, 18, 21, 100
IAS第8号28(c)	22
IAS第8号28(d)	22, 23
IAS第8号28(f)	22, 23
IAS第8号28(f)(i)	22
IAS第8号28(f)(ii)	23
IAS第8号28(g)	23
IAS第8号30	50

IAS第10号「後発事象」

IAS第10号10	99
IAS第10号21	99

IAS第12号「法人所得税」

IAS第12号22(c)	30
IAS第12号24	30
IAS第12号34	30
IAS第12号37	30
IAS第12号39	30
IAS第12号44	30
IAS第12号46	29
IAS第12号47	30
IAS第12号56	30

索引

IAS第12号61A	30	IAS第18号「収益」		IAS第21号28	28
IAS第12号77	11, 100, 102	IAS第18号8	30	IAS第21号32	28
IAS第12号79	60	IAS第18号9	29	IAS第21号39(a)	28
IAS第12号80(a)	60	IAS第18号14	29	IAS第21号39(b)	28
IAS第12号80(b)	60	IAS第18号14(a)	29	IAS第21号39(c)	28
IAS第12号80(c)	60	IAS第18号14(b)	29	IAS第21号47	28
IAS第12号81(a)	60	IAS第18号20	29	IAS第21号48	28
IAS第12号81(c)(i)	60	IAS第18号20(c)	29	IAS第21号52(a)	59
IAS第12号81(e)	62	IAS第18号26	29	IAS第21号59	28
IAS第12号81(f)	62	IAS第18号30(a)	29		
IAS第12号81(g)(i)	61	IAS第18号30(c)	29	IAS第23号「借入費用」	
IAS第12号81(g)(ii)	61	IAS第18号35(a)	29	IAS第23号8	40
IAS第12号81(h)(i)	62	IAS第18号35(b)(i)	11, 100, 102	IAS第23号26(a)	22, 66
IAS第12号81(h)(ii)	62	IAS第18号35(b)(ii)	11, 100, 102	IAS第23号26(b)	66
IAS第12号82A	62	IAS第18号35(c)	11, 100, 102	IAS第23号27	40
IAS第12号87	62			IAS第23号28	41
IAS第12号88	47	IAS第19号「従業員給付」			
		IAS第19号7	31	IAS第24号「関連当事者についての開示」	
IAS第16号「有形固定資産」		IAS第19号54	31	IAS第24号12	90, 91
IAS第16号15	39	IAS第19号58A	31	IAS第24号16(a)	92
IAS第16号16	39	IAS第19号64	31	IAS第24号16(b)	92
IAS第16号16(c)	44	IAS第19号92	31	IAS第24号16(d)	92
IAS第16号30	39	IAS第19号93	31	IAS第24号16(e)	92
IAS第16号31	39	IAS第19号93A	13, 31	IAS第24号17	90
IAS第16号35	65	IAS第19号93B	13	IAS第24号17(b)	91
IAS第16号39	39	IAS第19号96	31	IAS第24号20(h)	93
IAS第16号40	39	IAS第19号120	83	IAS第24号21	91
IAS第16号41	39	IAS第19号120(n)	85	IAS第24号22	90
IAS第16号51	40	IAS第19号120A(b)	83		
IAS第16号67	40	IAS第19号120A(c)	84	IAS第27号「連結及び個別財務諸表」	
IAS第16号68	40	IAS第19号120A(e)	85	IAS第27号12	20
IAS第16号71	40	IAS第19号120A(f)	84	IAS第27号20	20
IAS第16号73(a)	39	IAS第19号120A(g)	83	IAS第27号22	20
IAS第16号73(b)	40	IAS第19号120A(j)	85	IAS第27号23	20
IAS第16号73(c)	40	IAS第19号120A(k)	85	IAS第27号24	20
IAS第16号73(d)	65	IAS第19号120A(l)	85	IAS第27号26	20
IAS第16号73(e)	65	IAS第19号120A(m)	83	IAS第27号27	11, 13, 14, 101
IAS第16号74(a)	66	IAS第19号120A(o)	86	IAS第27号28	20
IAS第16号74(b)	66	IAS第19号120A(p)	87	IAS第27号30	20, 52
IAS第16号74(c)	93	IAS第19号120A(q)	85	IAS第27号33(2003)	20
IAS第16号77(a)-(e)	66			IAS第27号34	20
		IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」		IAS第27号41(e)	52
IAS第17号「リース」		IAS第20号7	31		
IAS第17号20	40	IAS第20号12	31	IAS第28号「関連会社に対する投資」	
IAS第17号25	40	IAS第20号23	31, 44	IAS第28号6	27
IAS第17号27	40	IAS第20号24	14	IAS第28号11	27
IAS第17号31(a)	66	IAS第20号26	31	IAS第28号18	27
IAS第17号31(b)	93	IAS第20号39(b)	58, 82	IAS第28号22	27
IAS第17号31(e)	93	IAS第20号39(C)	58, 82	IAS第28号23	27
IAS第17号33	40			IAS第28号26	27
IAS第17号35(a)	92	IAS第21号「外国為替レート変動の影響」		IAS第28号31	27
IAS第17号35(c)	59	IAS第21号9	28	IAS第28号33	27
IAS第17号35(d)	92	IAS第21号21	28	IAS第28号37(b)	53, 54
IAS第17号50	29	IAS第21号23(a)	28	IAS第28号37(e)	27
IAS第17号52	40	IAS第21号23(b)	28	IAS第28号38	11, 14, 100
IAS第17号56(a)	93	IAS第21号23(C)	28	IAS第28号39	27
IAS第17号56(c)	93				
IAS第17号8	40				

索引

IAS第28号40	93	IAS第36号119	43	IAS第39号「金融商品-認識及び測定」	
IAS第28号40(a)	93	IAS第36号124	43	IAS第39号9	33, 34, 36
IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」		IAS第36号126(a)	59, 66	IAS第39号10	33
IAS第31号3	27	IAS第36号130	63	IAS第39号11	33
IAS第31号9	27	IAS第36号130(a)	76	IAS第39号14	36
IAS第31号30	27	IAS第36号134(a)	76	IAS第39号17(a)	34
IAS第31号34	27	IAS第36号134(b)	76	IAS第39号18(b)	34
IAS第31号36	27	IAS第36号134(c)	76	IAS第39号20(a)	34
IAS第31号38	27	IAS第36号134(d)(i)	77	IAS第39号20(c)	34
IAS第31号45	27	IAS第36号134(d)(ii)	77	IAS第39号30(a)	34
IAS第31号48	27	IAS第36号134(d)(iii)	76	IAS第39号38	33
IAS第31号54	53	IAS第36号134(d)(iv)	76	IAS第39号39	36
IAS第31号54(a)	93	IAS第36号134(d)(v)	76	IAS第39号40	36
IAS第31号54(b)	93	IAS第36号134(f)	77	IAS第39号41	36
IAS第31号55	53, 93	IAS第36号134(f)(i)	77	IAS第39号43	33, 36, 37
IAS第31号56	53	IAS第36号134(f)(ii)	77	IAS第39号46	33, 34
IAS第31号57	53	IAS第36号134(f)(iii)	77	IAS第39号46(a)	34
				IAS第39号46(b)	34
IAS第32号「金融商品-表示」		IAS第37号「引当金、偶発債務及び偶発資産」		IAS第39号47	36
IAS第32号18	39	IAS第37号14	44	IAS第39号47(a)	36
IAS第32号28	39	IAS第37号45	44	IAS第39号47(c)	36
IAS第32号33	39	IAS第37号47	44	IAS第39号48A	37
IAS第32号35	39	IAS第37号53	44	IAS第39号50-50D	33
IAS第32号38	39	IAS第37号54	44	IAS第39号50E	34
IAS第32号39	16	IAS第37号54	44	IAS第39号50F	34
IAS第32号42	37	IAS第37号59	44	IAS第39号55(a)	33, 36, 37
IAS第32号AG31(a)	39	IAS第37号60	44, 58	IAS第39号55(b)	34
		IAS第37号84	82	IAS第39号56	34, 36
IAS第33号「1株当たり利益」		IAS第37号84(a)	81	IAS第39号58	35, 69
IAS第33号45	32	IAS第37号84(b)	81	IAS第39号59	35
IAS第33号66	11, 101, 102	IAS第37号84(c)	81	IAS第39号63	35
IAS第33号68	12, 63	IAS第37号84(d)	81	IAS第39号64	35
IAS第33号70(a)	64	IAS第37号84(e)	81	IAS第39号65	35
IAS第33号70(b)	64	IAS第37号85	81	IAS第39号67	34, 35, 69
IAS第33号70(d)	64	IAS第37号86	93	IAS第39号68	35, 69
				IAS第39号69	35, 69
IAS第36号「資産の減損」		IAS第38号「無形資産」		IAS第39号70	35
IAS第36号6	43	IAS第38号24	41	IAS第39号86(a)	37
IAS第36号9	41, 43	IAS第38号54	42	IAS第39号86(c)	37
IAS第36号10(a)	42, 43	IAS第38号57	41, 42	IAS第39号88	37
IAS第36号10(b)	43	IAS第38号74	41, 42	IAS第39号89	38
IAS第36号25	43	IAS第38号83	41	IAS第39号92	38
IAS第36号30	43	IAS第38号88	41	IAS第39号93	38
IAS第36号33	43	IAS第38号97	41	IAS第39号95	38
IAS第36号55	43	IAS第38号104	41	IAS第39号97	38
IAS第36号59	43	IAS第38号107	42	IAS第39号98	38
IAS第36号60	43	IAS第38号108	42	IAS第39号98(b)	42
IAS第36号66	43	IAS第38号109	42	IAS第39号100	38
IAS第36号80	26, 27	IAS第38号113	42	IAS第39号101	38
IAS第36号86	26	IAS第38号118	41	IAS第39号102	38
IAS第36号86(b)	37	IAS第38号118(a)	42	IAS第39号AG33(d)	73
IAS第36号96	43	IAS第38号118(b)	42	IAS第39号AG33(e)	73
IAS第36号104	43	IAS第38号118(C)	67	IAS第39号AG14	33
IAS第36号110	43	IAS第38号118(d)	68	IAS第39号AG74-79(c)	68
IAS第36号114	43	IAS第38号118(e)	67	IAS第39号AG84	35
IAS第36号117	43	IAS第38号122(a)	42	IAS第39号AG93	35
		IAS第38号126	59		

索引

IAS第40号「投資不動産」					
IAS第40号20	41	IFRS第2号50	16	IFRS第5号15	28
IAS第40号33	41	IFRS第2号51(a)	59	IFRS第5号25	28
IAS第40号35	41	IFRS第2号51(b)	88	IFRS第5号30	62
IAS第40号57	41	IFRS第2号56	88	IFRS第5号33	28
IAS第40号60	41	IFRS第2号B42	32	IFRS第5号33(a)	11, 100, 102
IAS第40号61	41	IFRS第2号B43	32	IFRS第5号33(a)(iii)	63
IAS第40号66	41	IFRS第2号B44	32	IFRS第5号33(b)(i)	62
IAS第40号69	41			IFRS第5号33(b)(iii)	62
IAS第40号75(f)(ii)	58	IFRS第3号「企業結合」		IFRS第5号33(c)	63
IAS第40号75(a)	41	IFRS第3号4	26	IFRS第5号34	62
IAS第40号75(d)	67	IFRS第3号15	26	IFRS第5号38	14, 16, 63
IAS第40号75(e)	67	IFRS第3号16	26	IFRS第5号40	63
IAS第40号76	67	IFRS第3号18	26	IFRS第5号41	62
		IFRS第3号19	26		
		IFRS第3号42	26	IFRS第7号「金融商品-開示」	
IFRIC第1号「廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動」		IFRS第3号54	26	IFRS第7号6	78
IFRIC第1号5	44	IFRS第3号56	45	IFRS第7号7	69, 70, 71
IFRIC第1号8	44	IFRS第3号56(a)	51, 82	IFRS第7号8	14, 68, 69
		IFRS第3号58	26	IFRS第7号8(c)	14
		IFRS第3号58(b)(i)	52	IFRS第7号8(e)	14
IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」		IFRS第3号59	50	IFRS第7号8(f)	14
IFRIC第4号6	40	IFRS第3号66(a)	52	IFRS第7号14	99
IFRIC第4号17	40	IFRS第3号67(a)	52	IFRS第7号15	99
		IFRS第3号67(b)	52	IFRS第7号16	35, 78
		IFRS第3号67(c)	52	IFRS第7号20	11, 100
		IFRS第3号67(d)	52	IFRS第7号20(a)	58
IFRIC第6号「特定市場への参加から生じる負債-電気・電子機器廃棄物」		IFRS第3号67(h)	53	IFRS第7号20(a)(i)	58
IFRIC第6号	44	IFRS第3号67(i)	53	IFRS第7号20(a)(ii)	59
		IFRS第3号70(a)	53	IFRS第7号20(b)	58
		IFRS第3号70(b)	53	IFRS第7号20(e)	58
IFRIC第13号「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」		IFRS第3号73(b)	52, 53	IFRS第7号21	33, 34, 36, 37, 39
IFRIC第13号5	29	IFRS第3号B63(a)	26	IFRS第7号22	72, 73
IFRIC第13号7	29	IFRS第3号B64(a)	50	IFRS第7号23(a)	72
		IFRS第3号B64(b)	50	IFRS第7号23(c)	72
		IFRS第3号B64(c)	50	IFRS第7号23(d)	59, 72
		IFRS第3号B64(d)	50	IFRS第7号23(e)	72
IFRS第2号「株式報酬」		IFRS第3号B64(e)	51	IFRS第7号24(a)	73
IFRS第2号7	16, 32	IFRS第3号B64(f)(iii)	51	IFRS第7号24(b)	58, 72
IFRS第2号10	32	IFRS第3号B64(f)(iv)	51	IFRS第7号24(c)	73
IFRS第2号13A	32	IFRS第3号B64(g)(i)	52	IFRS第7号25	74
IFRS第2号19	32	IFRS第3号B64(g)(ii)	52	IFRS第7号26	74
IFRS第2号20	32	IFRS第3号B64(g)(iii)	52	IFRS第7号27	37, 68, 69, 74
IFRS第2号21	32	IFRS第3号B64(h)	51	IFRS第7号27A	75
IFRS第2号27	32	IFRS第3号B64(i)	50	IFRS第7号27B(b)	75
IFRS第2号27A	32	IFRS第3号B64(j)	51	IFRS第7号27B(c)	75
IFRS第2号28	32	IFRS第3号B64(k)	51	IFRS第7号33	94, 95, 97
IFRS第2号30	32	IFRS第3号B64(m)	51	IFRS第7号33(a)	96
IFRS第2号32	32	IFRS第3号B64(o)(i)	50	IFRS第7号33(b)	96
IFRS第2号33	32	IFRS第3号B64(o)(ii)	51	IFRS第7号34(a)	78
IFRS第2号44	32	IFRS第3号B64(q)(i)	51	IFRS第7号36	97
IFRS第2号45(a)	87, 88	IFRS第3号B64(q)(ii)	51	IFRS第7号37	78
IFRS第2号45(c)	88			IFRS第7号38	99
IFRS第2号45(d)	88	IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」		IFRS第7号39	89
IFRS第2号46	87, 88	IFRS第5号6	28	IFRS第7号39(a)	98
IFRS第2号47(a)	88	IFRS第5号7	28, 46	IFRS第7号39(b)	89, 97
IFRS第2号47(a)(i)	89	IFRS第5号8	28, 46	IFRS第7号40	94, 96
IFRS第2号47(a)(ii)	89			IFRS第7号40(a)	95, 96
IFRS第2号47(a)(iii)	87			IFRS第7号40(b)	95

索引

IFRS第7号B5(d)(i)	35
IFRS第7号B5(d)(ii)	35
IFRS第7号B5(f)	35

IFRS第8号「事業セグメント」

IFRS第8号22(a)	54
IFRS第8号22(b)	54
IFRS第8号23	55, 56, 57
IFRS第8号23(a)	55, 56
IFRS第8号23(b)	55, 56
IFRS第8号23(e)	55, 56
IFRS第8号23(g)	55, 56
IFRS第8号24(a)	55, 56, 57
IFRS第8号24(b)	55, 56
IFRS第8号27(a)	54
IFRS第8号28	55, 56, 57
IFRS第8号28(b)	54
IFRS第8号33(a)	57
IFRS第8号33(b)	57
IFRS第8号34	57

Ernst & Young ShinNihon LLC

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション・アドバイザー・サービスなどの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万4千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.com にて紹介しています。

新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、アーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームです。全国に拠点を持ち、日本最大規模の人員を擁する監査法人業界のリーダーです。品質を最優先に、監査および保証業務をはじめ、各種財務関連アドバイザーサービスなどを提供しています。アーンスト・アンド・ヤングのグローバル・ネットワークを通じて、日本を取り巻く世界経済、社会における資本市場への信頼を確保し、その機能を向上するため、可能性の実現を追求します。詳しくは、www.shinnihon.or.jp にて紹介しています。

© 2010 Ernst & Young ShinNihon LLC All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本有限責任監査法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

EYG no. AU0371

新日本有限責任監査法人

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル

Tel: 03 3503 3508 (IFRS 推進本部)

Email: ifrs@shinnihon.or.jp

